

気になる数字 Data Box

町 長 コ ラ ム



寄居町長
峰岸 克明

「消滅可能性自治体」民間有識者グループ「人口戦略会議」は4月24日、2020年から2050年までの30年間で20歳～39歳の女性(若年女性)が半数以下に減る自治体を「消滅可能性自治体」として発表。全国1729自治体の43パーセントに当たる744自治体が消滅可能性自治体に分類されました。

全国で
744
自治体

この中には、わが寄居町も入っています。ちなみに、埼玉県内では、行田市、秩父市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、寄居町、松伏町の16市町村が入っています。発表によれば、寄居町の30年間の若年女性減少率は53.5パーセント。16市町村の中では良い方から数えて4位です。この結果だけをもって一喜一憂する必要はありませんが、人口問題は町の一番の土台であり、また、子育て、教育レベルの高さも選ばれる町の大きな要素です。そのため町では、これまでの子育て支援・教育施策に加え、今年度新たに取り組み事業も用意しております。

さらに、町が昨年度に実施したアンケートでは9割の若者が結婚に対して肯定的であるものの、出会いの機会を求める声が上がっており、また、そこで町では今年度より、若者に対する婚活支援事業を積極的に行ってまいります。

「自立持続可能性自治体」へ。一歩一歩着実に!!

月1回の健康チェック！ ～7月から町内施設でも実施します～

町では毎月、脳血管疾患や生活習慣病の予防を目的に「健康チェックコーナー」を設けています。7月から、奇数月は町内の施設を巡回して実施します。お近くの方は、この機会にご参加ください。定期的な健康チェックを習慣にして、ご自身の健康づくりにお役立てください。

▶実施日・場所

実施日	場所
7月 8日(月)	保健福祉総合センター
7月 9日(火)	男衾コミュニティセンター
7月10日(水)	カタクリ体育センター
7月11日(木)	用土コミュニティセンター
7月12日(金)	西部コミュニティセンター

▶時間／午前10時～午後0時30分(受付は正午まで)

▶内容／塩分チェックシートによる塩分摂取状況の確認、尿ナトリウム比計測(希望者は当日採尿、その場での計測となります)、推定野菜摂取量測定器、血圧計、血管年齢測定器等での計測と計測結果を用いた保健師等による保健指導

尿ナトリウム比とは尿に含まれるナトリウム(塩)とカリウム(野菜等)の摂取バランスを示す指標をいいます。

☎ 健康づくり課(☎581・2121内線213・216)

熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)が創設されました

『気候変動適応法』の改正により、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が創設されました。現行の「熱中症警戒アラート」の一段上に位置付けられ、広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に重大な被害を生じるおそれがある日の前日に、環境省から発表されるものです。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、今までの熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があります。不要不急の外出を控える、適切に冷房を使用し、小まめに水分・塩分を補給するなどして、熱中症を予防しましょう。また、準備や対応で、自分と周りの方の命を守る行動をとりましょう。

▶運用期間／10月23日(水)まで

※現行の熱中症警戒アラートも同様

▶発表基準／県内において、すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の最高暑さ指数(WBGT)(※1)が35(予測値)に達する場合

暑さ指数(WBGT)とは、熱収支に影響の大きい3つの要素(気温、湿度、輻射熱など)周辺の熱環境で算出される指標。熱中症指数とも呼ばれます。

▶周知方法／警戒日の前日に、環境省から発表があり次第、防災無線、メール配信サービス、町公式Xで情報を発信します。※現行の熱中症警戒アラートについても引き続き情報発信を行います。

☎ 健康づくり課(☎581・2121内線213・214・216)

町民税・県民税(個人住民税)および森林環境税のお知らせ

令和6年度の町民税・県民税は、令和6年1月1日に寄居町在住の方が対象となり、令和5年中の所得に課税されます。6月11日(火)に町民税・県民税の普通徴収の納税通知書を発送しますので、納期限内の納付をお願いします(給与からの特別徴収分の納税通知書は5月に発送済みです)。

町民税・県民税の納税方法

▶普通徴収

納付書や口座振替により、6月、8月、10月、12月の年4回の納期で納める方法です。納付書が同封されている方は金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(キャッシュレス決済でも納付できます)。口座振替の方は振替口座の残高確認をお願いします。今年度は住民税の所得割について、定額減税が実施されます。対象となる方は6月分から減税が行われ、減税しきれない場合は8月分以降で順次減税します。

▶給与からの特別徴収

給与支払者が、納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を差し引き、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。今年度は住民税の所得割について、定額減税が実施されます。対象となる方は6月の徴収がなくなり、定額減税後の年額を7月から翌年5月までの11回に分けての納付となります。

▶公的年金からの特別徴収

公的年金の年金保険者が、納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を差し引き、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年6回で納税義務者に代わって納める方法です。今年度は住民税の所得割について、定額減税が実施されます。対象となる方は10月分から減税が行われ、減税しきれない場合は12月分以降で順次減税します。

森林環境税の課税が始まります

令和6年度から、森林整備やその促進を目的とした森林環境税(国税)が課税されます。

○税額 1,000円
(町民税・県民税の課税対象者に合わせて課税)

※均等割額が従前より1,000円減額されるため、実質負担額は昨年度の均等割額と同額です。

☎ 税務課(☎581・2121内線154～156)

アライグマを捕獲しています！

アライグマは雑食性で強い繁殖力を持ち、日本に天敵がなく、現在、増加の一途をたどり、農林業や自然環境、家屋等へ悪い影響をもたらすなど、多くの被害が発生しています。

町では、県の防除計画に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲を行っています。アライグマはかわいい見た目と裏腹に凶暴な動物ですので、一般の方が近づくことは大変危険です。また、アライグマの捕獲は狩猟免許所持者か、県や町が開催している講習会を受講した捕獲従事者に限られています。ご自宅やご近所でアライグマを見かけたり、家屋や農作物等に被害を受けたりした場合、付近に動物の足跡が残っていないか確認してください。5本指で、親指とその他4本の指が離れていて、人間の手の形に似ている場合はアライグマの足跡の可能性があるので、生活環境エコタウン課までご連絡をお願いします。



☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223・224)

ご利用ください！

家具転倒防止器具設置事業

地震による被害を最小限に抑えるため、町では家具の転倒防止器具(L型金具)の設置を支援しています。これを機会に、家庭内の安全対策を見直してみたいでしょうか。

万が一、家具が転倒してしまうおそれを考え、安全な位置に家具を固定し、ご家族が安心できる環境づくりを心がけましょう。

▶対象／町内在住の65歳以上の高齢者のみの世帯、町内在住の65歳以上の高齢者と中学生以下の者の世帯

▶対象家具／タンス、食器棚、本棚等

※壁や柱にL型金具で固定します。

▶設置費用／無料(1世帯につき家具3台まで)

※申請は1世帯につき1回のみです。

※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶申請方法／申請書に必要事項を記入のうえ、自治防災課へ提出してください。申請書は、同課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

▶その他／借家の場合は、家主の承諾が必要です。

☎ 自治防災課(☎581・2121内線373)